



自民党は、目下、憲法改正の優先的なテーマとして、自衛隊、緊急事態、合区解消・地方公共団体、教育充実の四項目を優先的なテーマとして検討を進めていますが、二月十六日には、そのうち一つの合区解消・地方公共団体のテーマについて、憲法四十七条及び九十二条の改正のたたき台素案というものを提示して議論を行い、基本的な一致を見たところでござりますので、この点について申し上げたいと思います。

言うまでもなく、現在の日本では、人口の減少と一極集中が進み、過疎と過密が極端になり、人口の偏りが国の姿をもゆがめようとしております。このような中で、投票価値の平等はもちろん大切な普遍的な価値觀ですが、人口比例を唯一の尺度とする場合には、地方の民意を代弁する議員の減少、行政区画と選挙区のずれの拡大、参議院選挙区での合区、また、衆議院小選挙区の都市部選挙区においても市や区を分割するような細分化、複雑化などの問題が生じ、かえつて民意の反映や政治へのアクセスの面での地域間格差、地域住民の不平等感や不満などをもたらすことがあります。

今後の日本社会を展望しながら現代及び将来の代表民主制やその根幹である選挙の在り方を考えた場合に、果たして人口一辺倒でよいのでしょうか。地方と都市部を問わず、選挙において地域が持つ意味に改めて目を向け、地域の民意の適切な反映、あるいは多様な地域における代表の実質的な確保と投票価値の平等の要請との間で調和を図つていくことが重要と考えます。

そのような基本的な認識、考え方を基に、我が党は、両院議員の選挙に関する憲法四十七条の改正を検討しております。また、それと同時に、その基盤となる基礎的な地方公共団体、これは市町村を想定し、広域の地方公共団体、現状は都道府県であります、が、分権型社会の構築ということも念頭に置きながら憲法九十二条に明記し、地方自治の強化にもつなげたいと、このように考えております。

四十七条の改正について申し上げます。  
まず、衆参両院議員の選挙について、選挙区を設ける場合の原則的な規定として、投票価値の平等の要請につき、人口を基本としてという形で規定する一方で、人口だけではなくて、行政区画、地域的な一体性、地勢等の要素も総合的に勘案して選挙区等を定める旨の規定を置くことを考えております。これは、選挙区や定数を定める上で人口を基本的な基準とすることまでは変えるものではありません。あくまでも、投票価値の平等と地域の民意の適切な反映との調和という観点から、そのような定めを考えております。

ちなみに、最高裁も、投票価値の平等について、選挙制度の仕組みを決定する唯一絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的、理由との関連において調和的に実現されるものと解釈をいたしております。

また、参議院議員の選挙について、合区を解消して各都道府県から代表者を出せるように、広域の地方公共団体の区域を選挙区とする場合には改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙することができるようになります。

なお、憲法上そのように規定したことによつて、参議院議員が直ちに憲法四十三条、全国人民の代表者と矛盾するというわけではないと思います。最高裁も述べているように、四十三条の全国民の代表については、その選出方法にかかわらず、特定の階級、党派、地域住民など一部の国民を代表するものではなく全国人民を代表するものであつて、選挙人の指図に拘束されることなく独立して全國民のために行動すべき使命を有することを意味する、このように最高裁でも解釈されておりまして、そのような解釈を前提にする限り、事実上、都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素が加わったからといって、これにより、選出された議員が全国人民の代表であるという性格と矛盾、抵触することはないと考えております。

時間に限りがございまして、終わりますが、

○会長（柳本卓治君）白眞勲君。  
○白眞勲君 民進党・新緑風会の白眞勲でござります。  
安倍総理、安倍自民党的憲法改正に対する考え方、姿勢について、ます意見を述べたいというううに思います。  
憲法改正について、以前は自民党内にも、国会において幅広い政党の合意を目指し、スケジュールありきではなく静かな雰囲気の中で慎重に議論をしようという意見があつたと認識していましたが、それが昨年の憲法記念日における安倍総理の発言で雰囲気が変わったと感じております。今では、二階自民党幹事長が議論は一年もあればいいのではないかとテレビで発言するなど、スケジュールありきではないと言いながら、スケジュールあります。しかし、こうした安倍総理主導の憲法改正の動きは、安倍総理の安倍総理による安倍総理のための憲法改正であり、国民を愚弄するものであるという声も聞こえています。  
そもそも、憲法改正は、国民の圧倒的多数が今憲法ではどうにもならないという意見を持ち、憲法改正に対する国民の期待が高まって初めて憲法審査会で慎重な議論の上、憲法改正の是非を国民に問うべきものです。  
現に、状況を見ますと、改憲よりも例えば日米地位協定の改定などの方がよほど国民の期待は大きいのではないでしようか。  
ところが、自民党憲法改正草案、これは過去、安倍総理が理想の姿と述べていた草案ですけれども、今では歴史的文書だとしています。また、安倍総理が主張をいたした改憲項目も、当初は、九十六条の憲法改正手続を変えようとしたところ、裏口入学だなどと非難が起きると引っ込みて、次に、お試し改憲だとも言われましたが、改憲できま

るところからやろうと言い出しました。今では、草案に記載がなく、若しくは草案とは異なる考え方である自衛隊明記・緊急事態における議員身分の延長のみ、教育無償化、参議院の合区の解消を主張しています。しかも、これら四項目についても党内の議論が本当に詰まっているのか、そういうう、衆議院総選挙の公約に記載するなど、安倍内閣誕生から今まで、どこを改正するかという内容がころころ変わり、そのたびにマスクを含めて国民が踊らされている状況になっています。

それでいて、安倍総理は、各党が具体的な案を国会に持ち寄り、前に進めていくことを期待するなどと言っていますが、自分たちの具体的な案がいろいろ変わっているのに、他党のことを言うのは余計なお世話だと思います。

そもそも、先ほど申し上げましたように、国民の大多数がここを変えようという声があつて初めて案が出るのであって、各党が案を持ち寄りと、案から始めていたら、案から始めて国民議論というふうになるならば、結局話があべこべになるんじゃないでしょうか。

さらに、特に九条関係でいえば、自衛隊の明記について、佐藤正久外務副大臣、この方は昨年の十二月の外交防衛委員会で、事に臨んでは危険を顧みずなどと自衛隊員の服務の宣誓を用いましたが、これって私は憲法六十六条二項の文民条項に違反するのではないかと思いますけれども、この方が今回の自民党の憲法改正について、ホップ・ステップ・ジャンプのホップだと報道ありますけれども、こうした考えに立てば、自民党は最終的に九条を全面的に改正してフルスペックの集団的自衛権を認める方向を考えているのではないかと疑ってしまいます。そうであるならば、まさにそれは国民を欺くやり方です。

先日の衆議院予算委員会で、国民投票の結果にかかわらず自衛隊が合憲であり続ける理由について、総理は、自衛隊を合憲とする現在の政府の憲法解釈を我々は変えるつもりがないからだと答弁しましたけれども、これは、我々は変えるつもり



軍言いなりに運用再開を認めてきた政府の対米追随の積み重ねがこの事態をもたらしていることを

安倍政権

なりに運用再開を認めてきた政府の対米追み重ねがこの事態をもたらしていることを  
権は猛省すべきであります。

の考え方を何点か述べさせていただきたいと思います。

にはむしろ憲法改正が必要であるという結論に至るのではないでしょうか。

う保障していくのかという理想に向かつて私たちには努力をしなければならない、そう思います。その点は憲法九条にとつても同じです。憲法九条が規定する平和の構築を、まさに全力でそのことに向かつて努力をしなければならない。現実に合わせて憲法を変えるのではなく、憲法が掲げる理想に向かつて私たち政治は努力をすべきである、そう思っています。

の下で、今自衛隊はこうした米軍との一体化を深め、海外での武力行使を含む本制を増強してしま

表現があります。また、憲法本文の中にも「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」これは前文であります。また同

とは必要なことです。しかし、それが憲法の全てではないと考えます。多様な価値観を認め合う社会の実現、多様な人々の自己実現を図る、その前提として機会平等の社会をつくる、そのためには

憲法九条にはたくさんの効用があります。最大の効用は、日本の若者が、日本の人々が諸外国で戦争で亡くならなかつたということです。憲法九条はたくさんの人々の命を守つてきました。もし憲法九条がなければ、日本は朝鮮戦争、ベトナム戦

ことを宣言しながら、その中身を全く明らかにしないでござりますん。

く自覚するのであって、」という表現もあります。等、日本国民を主語にした文章が四つあります。日本国民という言葉がこれだけ使われながら

考えております。

争などに日本の若者を送り、まさにそこで死者が出たかもしれません。まさに憲法九条は日本人の、日本の若者の命を守ってきました。九条の効用は戦後七十数年にわたり威力を發揮し、それを守らなければならぬ、そう思います。

なり、現場部隊の判断で国民の知らない間に武力行使へエスカレートする危険をはらむ明白な憲法九条違反です。その発動を宣言／なげう、中身を

たことが一度もないんです。  
現行憲法に関しましては、その制定過程も含め  
様々な問題点が指摘されておりますが、日本維新  
の会は、主権者である国民が憲法制定過程に関与

も、国家の基本的な役割は、主権者である国民の生命、財産を守ることである、つまり生存を保障することであるという点では皆さん異論はないと思います。そこで考えてみる必要があるのは、果たして現在の日本が日本国民を守ることができる

守らなければならぬ、そう思います。  
次に、安倍総理の言う、憲法九条三項に自衛隊を明記することについて申し上げたいと思います。

戦う自衛隊に変貌させられているのです。憲法九条を改悪し、安倍政権の下で大きく変貌する自衛

る」と考えております。國權の最高機關である国会が本来の憲法制定権力者である國民の権利を奪うべきではないと考へております。

のかということです。北朝鮮のミサイル問題等、安全保障環境が変化しております。この現実を冷静に見詰める必要があると考えます。

と言ひます。去年十一月三十日、参議院の予算委員会で、このことについて総理に質問をしました。九条三項に自衛隊を明記するということは、集団的自衛権の行使をする自衛隊のことですねと聞きました。総理の答弁は、そのとおりですとう中身です。憲法九条一項、二項の解釈を変えて

開くことになるのです。

るが、憲法の規律密度という観点から現行憲法を概観すると、現行憲法の規律密度は決して高くありません。条項が少なく文言が概括的なら規律密

○福島みずほ君　社民党的福島みずほです。  
憲法とは何かといったときに、二つあると思います。一つは権力者を縛るもので、二つ目は、憲法は一つの理想であり、そこに向かって不斷の各々の努力をめざして進むべき道である。

う中身です。憲法九条一項、二項の解釈を変えて部分的に集団的自衛権の行使ができるようになります。専守防衛の自衛隊でも災害救助力のうちの自衛隊の明記という点が変わらないということです。

れや多説への嫌がらせとかの重力が危険をはらんでいます。審査会は動かすべきではないことを改めて強調し、意見表明といたします。

例えば、憲法上草て地方自治のことが書かれてあります。九十二条には、先ほどもお詫びがありまして、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定め

○浅田均君 教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の設置、この三つの改正項目につきましては、前回ここでお話をさせていただきました。今回は、その背景となる憲法に関する日本維新的会議

る。」としか書かれてありません。規律密度は低く権力への統制力は弱いとすれば、憲法が公権力を縛るルールであると主張するためには、逆に憲法の規律密度を高める必要があります。そのため

差別、子供差別、高齢者差別、たくさんの方の差別が残念ながら日本に存在をしています。では、法の下の平等の規定は無意味なんでしょうか。そうではありません。憲法に向かって、憲法の条文をど

否定するものです。  
九条三項に自衛隊を明記することは、まさに戦争改憲です。この戦争改憲を何としても止めなければならない、そう思っています。戦争改憲が行

われれば、まさに戦争の発動が行われるでしょう。それは専守防衛の自衛隊ではありません。アメリカとともに、多国籍軍とともに世界で戦争する自衛隊をつくるために憲法を変えることに私たちには力を貸してはならない、そう思います。

次に申し上げたいことは、憲法規範がこれまで踏みにじられていることを私たちは許していいのかということです。

残念ながら、二〇一五年、戦争法、安保関連法が成立をしました。歴代の自民党は、安倍政権以前の自民党は、政府見解でも各総理大臣でも、まさに集団的自衛権の行使は憲法違反だと言つきました。中曾根さんも小泉さんもみんな集団的自衛権の行使をするのであれば憲法を変えなければなりません。これはおかしいと思います。

法律家のほとんど全てが集団的自衛権の行使は違憲だと考えていました。これは、法律家ではなく、自民党もかつて言つたことです。これほどまでに憲法の規範を踏みにじる中で、明文改憲などあり得ません。解釈改憲で集団的自衛権の行使を認め、そして明文改憲をする、そのことを許さだと考えています。

私たちがこの憲法審査会でやるべきことは、先ほどもありましたが、憲法規範が揺らいでいる、憲法が守られているのか、そのことこそ議論すべきだと考えていています。

緊急事態宣言条項も内閣限りで基本的人権を制限するもので、とんでもありません。また、合区

解消のための憲法改正も、先ほど公明党的西田理事からもありましたが、参議院の地位をまさに低められたのだと思います。公職選挙法で議論すべきで、議員定数不均衡、憲法十四条を踏みにじってはなりません。

今、私たちに問われているのは、憲法規範を守ることです。憲法規範が揺らいでいる中で、憲法改正の議論をすることをこの憲法審査会でやつて

はなりません。憲法規範の回復こそ、まさにここでの憲法審査会で、国会でやるべきことだと考えています。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 風間直樹君。

○風間直樹君 立憲民主党の風間直樹です。

本日は、憲法九条について、党の見解を踏まえて私の意見を述べたいと思います。

立憲民主党は、安倍総理の九条改憲案には反対です。後法は前法に優越するという法解釈の基本原則により、九条一項二項の規定が空文化しかねません。この場合、自衛隊の権限は法律に委ねられ、憲法上はいわゆるフルスペックの集団的自衛権行使が可能となりかねません。よって、自衛隊を憲法に明記することは安保法制の追認となる立場であります。

その上で、今日は、総理案に対する疑問を述べたいと思います。これは私自身の疑問であります。今日は委員間の意見交換ということです。そこで、率直に疑問を述べたいと考えております。

私は、自衛隊を憲法に明記することについて、日本の国家主権を守るという点から懸念を持っています。それはこういうことです。

昨日の当審査会で私が述べましたところにあります。それはこういうことです。

私はかつて外務省の政務官を務めましたが、膨大な密約があるゆえに、恐らく外務省の当局、あるいは高官でさえその全体像を把握しているのだろうかという、そんな心配に駆られることすらあります。

例え、かつて国会でも取り上げられた自衛隊の有事の指揮権に関する密約、吉田茂総理が米軍

司令官と二回にわたつて口頭密約を結んだことはかねて指摘されてきましたが、最近の米国公文書に対する指揮権は、一九五二年二月二十五日、日米行政協定第二十二条に関する密約として日米で合意されたことが明らかになっています。これ

は米公文書に基づくものです。

また、米統合参謀本部は、一九五一年十二月十八日に国防長官に宛てた機密文書の中で、戦時に

は極東米軍司令官が日本国内の全ての軍隊を指揮するという見解を示し、統合軍という概念が行政協定の根幹を成すと述べています。統合軍とは、

米軍と自衛隊を一つの軍隊とみなし、その全体を

米軍司令官が指揮するという統一指揮権の存在を前提とした概念とされ、日本政府の文書ではこの

統一指揮権が統合司令部という表現で記されることが多い現状です。

米国公文書が語るこうした事実を踏まえた場合、総理が主張される憲法への自衛隊の明記はどういう意味を持つのでしょうか。総理の主張が実現した場合、安保法制の下、自衛隊が武力行使を目的に海外派遣され、その指揮権を内閣総理大臣ではなく外国軍の司令官が持つという事態になるおそれはないのでしょうか。これが私の懸念であります。

皆様お気付きのとおり、これは我が国の主権に

関わる重大問題です。自衛隊への指揮権を名実共に内閣総理大臣が持たないのであれば、日本は主権国家ではありません。我が国は自主もな

いことになります。

前回の当審査会でも述べたように、米国は、終

戦から九条の案文を検討していたこと、しかもおそれがあります。

私はかつて外務省の政務官を務めましたが、膨

大な密約があるゆえに、恐らく外務省の当局、あ

るいは高官でさえその全体像を把握しているの

多數の密約ゆえに日米間の合意事項がつまびらかにならず、パッケージとして構想された安全保障

の法体系とその条文の意味するところが必ずしも公にならない中、今日まで積み重ねられた国会

論戦は、主権国家の安全保障を議論する上で必要な情報と事実を得ておらず、不十分だったのです。米国が構想した戦後日本の安全保障体制の俯瞰図と意図を把握した上で、地位協定、安保条約、九条のパッケージで米軍が描いた安保法体系の全體像を捉える。国会がこれら情報を共有し、その上で九条を議論することが必要ではないでしょうか。

さきの審査会で参考人質疑を提案いたしました。改めて幹事会で検討いただき、お願いを申し上げます。

○会長(柳本卓治君) 松沢成文君。

○松沢成文君 希望の党の松沢成文です。

私たち希望の党は、憲法の在り方を様々議論をして、時代の要請に合わなくなつた部分があるは新たに付け加えるべき部分があつたらそれを積極的に議論をし、そして国民の皆さんに改止すべき点を提案する、これは国会の責務であると考えております。これまで、そういう意味で、この憲法審査会においてようやく憲法についての議論が深まりつつあります。

そういう中で、党としても党の憲法調査会というのを設けまして、改正すべき点についての議論を進めております。

そのまず第一は、地方自治について。日本はこれまで中央集権国家として発展してきましたが、やはり地方分権をしっかりと地域の活力を取り戻す必要があると考え、この改正案作りに取り組んでおります。地方自治の本旨とは何ぞや、

しつかり規定すること、あるいは自治体の種類や補完性の原理、さらには、議会と執行機関の機能と役割、地方自治体の財政自主権、住民の直接請求権などをしっかりと憲法に書き込んで、地方自治が花咲く日本の国にしていきたいということで、条文改正案もようやく整いつつありますので、追つてまたこの審査会でも皆様に提起してい



○石橋通宏君 発言の機会をありがとうございます。

私は冒頭の我が党の白真理事からの意見提起に関連して二点発言をさせていただきたいと思います。

一点目は、まず合区の問題についてであります。

冒頭、自民党の岡田理事から、自民党の改憲案、合区の問題について御発言がありました。是非、自民党でこういう結論に至るに当たつてどのような議論があつたのか、よりまた具体的に御説明を国民に対してもお願いをしたいというふうに思つております。

参議院選挙の合区の在り方を含む選挙制度改革については、これは憲法改正ではなくて、選挙制度改訂で全党を挙げて議論をし、結論を得るべきだというの、恐らく自民党以外の全ての党が一致した見解ではなかつたかというふうに思つます。

まさに現在、参議院の改革協定で、参議院の在り方を含めて選挙制度の在り方も検討されている、そういう状況にあるわけであります。もし、岡田理事が発言されたように、国民全体の総意とし、この合区の在り方ですかそういったことに、ついで問題意識を共有いただけるのであれば、ではなぜ、この現行憲法下で選挙制度改革によってそういう目標が実現できるように、例えば参議院の議員定数の増を国民の皆さんにお願いすることも含めて、そういった現行憲法下で得られる改革について、なぜ真摯に議論をし、結論を得、国民の皆さんにお願いをする、そういう対応ができるのか、そのことを是非自民党には問い合わせたいと思いますし、御説明をいただきたいというふうに思います。まさか、改憲ありきで結論を得られ、この憲法審査会にその強制をするのではないと理解をいたしますが、この点については是非自民党の御説明をお願いしたいと思います。

あわせて、冒頭御説明をされた自民党案について、第四十七条を大幅に修正すると。しかし、こ

れ、参議院だけではなくて、衆議院も含めて行政区画や地域的な一体性などを勘案するというふうにされているようであります。そうすると、そのまま受け止めれば、これどこまで一票の不平等の拡大といつもの許容するという、そういう表現になるんでしょうか。今までは、どう

もこの一票の不平等、これを問えなくなるのではないかという懸念まで含まれている問題をはらんでいるというふうに思つざるを得ません。

一票の格差、価値を後退させるわけでは、矛盾するわけではないというような発言もあるようですが、どうも整合性が取れないというふうにしか思えませんので、この点についても改めて国民の皆さんにしっかりと説明をいただきたいというふうに思つます。

二点目は、日米地位協定と憲法との整合性について問題提起をしたいと思います。これは、共産党の仁比委員からも先ほどの御発言で触れておられたました。

皆さんは御存じのとおり、日米地位協定、一九六〇年に締結されて以降、事実上、一度も改正をされておりません。大きく状況が変わつていてもかかわらず、そのままで現在に至つています。ほかの国々、世界でも四十か国近く米国と同様の地位協定を結んでいる、そういう国々は、ドイツやイタリアも含めて、国民的な要請に基づいて大きく地位協定の改定を行つてきています。主権の回復、国民の福利厚生の回復、そういうことをめらることほども残念に思います。占領下で作られた憲法を今こそ主権者たる国民自身の手によって、民主主義国家にふさわしい、民意の表明を仰ぎ、そして民意の表明によって国民による憲法を作り上げる必要性を痛感をいたします。

敗戦を喫した日本は、米軍を中心とするGHQは、新聞はもとより、教科書はもとより紙芝居に無視される。こんなことをいつまで許している

真剣に考えるのであれば、憲法改正以前に、まずは日米地位協定の抜本的な改定について真摯に議論すべきではないかというふうに強く思います。

是非、自民党にはその点についての見解を求めるべきでありますし、この審査会において、これは会長に要請したいと思います。是非、現行の地位協定の合憲性について、本当に国民の基本的権利の尊重、憲法上のそういう権利が無視されていないのか、じゅうりんされていないのか、そのことそこでの審査会で議論されるべきだということを、お取り計らいをお願いできればと思います。

以上です。

○会長(柳本卓治君) ただいまの石橋委員の発言に対しましては、両筆頭間でまた協議をさせていただきます。

有村治子さん。

○有村治子君 自由民主党の有村治子です。

米国の副大統領が、日本の憲法は米国が作ったと公言をしています。一昨年、米国オバマ政権のときのバイデン副大統領が当時のヒラリー大統領の演説会において応援演説をしたときに、日本の憲法は米国が作った、こんなこともトランプ候補は知らないのかという文脈において語られていました。そして、その後もこの言葉は訂正あるいは撤回をされていません。

戦後七十年以上たつてもなお、他国の要人をして、日本の憲法が他国によって作られたと言わしめられることはとても残念に思います。占領下で作られた憲法を今こそ主権者たる国民自身の手によって、現憲法が持つ崇高な理念を堅持した上で、私たち自身、今の国民が信じる、より崇高で現実的な価値を書き込むべきだと考えます。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 小西洋之君。

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西でござります。

憲法についての考え方を議論する調査の議題でございますので、憲法の根本のものについて各委員の皆様とともに共有をお願いする、こうした意見

公式な議事録は全て数日以内に英訳をしなきやいけないということが強いられています。

そのプレスコードの中、三十項目ありますけれども、割愛をいたしますが、四つだけ御報告をいたします。

報道規制がなされたものは、例えば検閲がされていること自体を国民に報じてはいけない、報道してはいけないという項目があります。

国民は報道規制がなされていることを知りませんでした、知られる機会がありませんでした。また、その項目には、GHQが憲法を起草したこと

を報じてはいけないという項目がございます。

また、別の項目としては、占領軍と日本人女性の交渉、交渉というのではなくシエーションの交渉という字が当てられていますけれども、戦争に勝った国軍の軍人と戦争に負けた国女性の間でどういうヒューマンコンタクトがあつたのか、両者の間で起こつた犯罪や暴力沙汰も報じられないという状況下でございました。そして、戦勝軍と

勝つた國の軍人と戦争に負けた國の女性の間でどういう意味では、先ほど、与野党を超えて主権の重要性ということを同僚委員が述べておられました。そのとおりだと思います。独立国家の根幹である主権、国民自身が國の在り方を決めるという主権そのものが日本になかつた時代がどういう時代だったのか。国民は、あるいは時は時の政府は、あるいは私たちの先輩はどのような制約を受けな

ます。そのとおりだと思います。独立国家の根幹である主権、国民自身が國の在り方を決めるという主権そのものが日本になかつた時代がどういう時代だったのか。国民は、あるいは時は時の政府は、あるいは私たちの先輩はどのような制約を受けな

ます。そのとおりだと思います。独立国家の根幹である主権、国民自身が國の在り方を決めるという主権そのものが日本になかつた時代がどういう時代だったのか。国民は、あるいは時は時の政府は、あるいは私たちの先輩はどのような制約を受けな

ます。



今、安倍政権の下で、平和主義や基本的人権の尊重など、憲法の基本原則が踏みにじられている現実があります。私は、これこそが重大な問題だと思います。

先ほどお話をありますけれども、この間、米軍機の墜落事故、小学校や保育園に部品が落下する事故が相次いでいます。米軍ヘリの部品が落下の皆さんのが先日上京して、政府や各党に米軍機の飛行停止などを求めました。

私もその直筆の嘆願書、読みましたが、どのお母さん方も、部品落下の一報を聞いて、震えて、不安で涙を流し、お迎えに行って無事な我が子の姿を見て安心してまた泣いたという。父母会の皆さんは嘆願書に書いています、けが人が出なくてよかつたで済ませてはいけませんと。さらに、国に言つても子供たちの命を守つてもらえないのかという思いです。保育園上空は飛ばないでというシンプルなお願いをしているだけ。空から物が降つてくるなんて平和でない。安心な生活をさせて。嘆願書にあふれているこれらの声にどう応え保育園への部品落下事故から二ヶ月たった現在もその事実を認めていません。

ところが、日本政府は、自ら調査することもなく、その米軍の言い分をそのまま繰り返すだけで。そして今なお保育園上空を米軍機が飛び続けているのです。なぜ、保育園上空は飛ばないで、子供たちに安全、安心な生活をさせてという当然の願いが踏みにじられているのか。

米軍基地の下では、憲法に書かれている基本的人権や平和のうちに生きる権利、平和的生存権は保障されなくていいことなのでしょうか。憲法の上に安保条約を置き、米軍の無法を容認している政府の責任は重大です。米軍基地は無条件撤去しかありません。

もう一つは、核兵器の問題です。

昨年、国連では、核兵器禁止条約が採択されました。

した。ところが、唯一の戦争被爆国である日本政府は、この条約への署名を拒否し、世界の流れに背を向けています。

さらに、今月二日、アメリカが発表した核兵器

の使用可能性の拡大を表明するNPR、核懸念の見直しの方針を安倍政権は高く評価すると歓迎

し、支持を表明しています。この方針について

は、新たな核軍拡競争の火種となるのではなどの懸念が国際社会から出されています。また、この方針の下で、在日米軍基地を拠点とする米艦船や

米軍機にも核兵器が搭載される危険性もあります。それは、憲法の下で国はとされてきた非核三

原則に反する大問題です。

今、日本政府に求められているのは、日本の被爆者を始め、核兵器のない世界を求める世界各国

と市民社会の長年の願いであり、その取組が結実

した歴史的な条約である核兵器禁止条約に批准

し、核軍拡を進める国々に毅然とした態度を取ることです。

一月に来日したICANのベアトリス・フィン

事務局長も、日本の国会議員との討論集会の中で、核抑止は神話です、現実を見れば、北朝鮮の

核開発は阻止できなかつたし、核拡散につながつたと指摘し、核兵器は誰の下にあっても平和と安

定をつけられない、日本には核兵器禁止条約に向

合つてほしいと語っていました。

こうした世界の願いに耳を貸さず、核兵器禁止

条約に背を向け、アメリカの核軍拡方針を支持す

ることは、唯一の戦争被爆国、憲法九条を持つ國

の在り方に反する大問題です。絶対に見過せません。

変えるべきは憲法ではありません。沖縄の現

実、核兵器など、安倍政権の下で広がっている憲法に反する現実こそ変えるべきです。憲法の理想

こそ本当に実現するための真摯な努力が今政治に求められているということを強く申し上げまし

て、この場での発言といたします。

、昨年の通常国会ではこの憲法審査会、一度も開催されませんでしたが、今回は通常国会で早くも二月に開催されましたことを評価させていただきます。

なくこの憲法審査会が開かれて、積極的に議論をされることは望んでおりますので、要望させていただきます。

まず、自民党の方から、憲法改正の、参議院選挙の合区解消のことがあきました。この件につきましては、我々ともいたしましては、いきなり憲法改正でやるのはいかがなものかと、この件については反対せざるを得ないというふうに思つております。

そもそも、この参議院選挙の制度改革でありますけれども、平成二十六年四月に、当時自民党の幹事長でありました参議院制度協議会の座長の方から、二十二の府県を合区して十一選挙区にすることです。

いう案が出されました。私はその案を見たときに、非常に斬新的なことを考えていただけるなん

なというふうに思つておりましたが、我々として

は道州制の導入というのを考えておりましたの

で、全国比例と、そしてまた全国を十一ブロックに分ける選挙制度でやるべきだという案を出させ

ていただきました。もちろん、議員定数一割を削減してというふうな形での提案をさせていただき

ました。

ですから、先ほどからも話がありましたが

に、そもそも選挙制度の改革でもつてできるわけ

でありまして、憲法改正ではないというふうに思つております。憲法改正をする前に、東京一極集中をどうやつたらは正できるのかとか、そして

これをどうすればいいのかとか、そういうしたこと

を真剣に議論すべきであります。地方創生の効果というものが現れていない証拠であります

で、しつかりと施策でもつてこのことを検討すべきであるというふうに思つております。

また、都道府県の在り方というものも検討しな

んどんと人口減少に歯止めが掛からない、そういった都道府県、どうしていつたらいいのかといふこともそもそも検討すべきではないのかというふうに考えています。我々としては、道州制を是非検討していくべきということ、憲法改正に当たつても統治機構の改革を入れさせていただいております。

そして、今の選挙制度の下で合区解消ということが改められました。この件につきましては、例の定数を削減して、その分を都道府県の方に回すということもできるかと思います。そういうたことを是非検討すべきであります。いきなり憲法改正ではないというふうに思つております。

先ほども浅田幹事の方からも話がありました。我々の憲法改正案、教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の設置、このことを是非議論していたことがありますようお願い申し上げまして、私からの意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

昭和二十一年六月の衆議院本会議において、共産党的野坂参議員の、侵略戦争は正しくないが自國を守るために戦争は正しい、憲法草案の戦争一般放棄という形ではなく侵略戦争の放棄とすべきであるとの質問に対し、吉田茂首相は、戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定していないが、第九条第二項において一切の軍備と國の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであると答弁いたしました。その当時の吉田茂首相は、日本の安全は将来の国連に守つてもらうという考え方があつたと思われます。

しかし、昭和二十五年六月の朝鮮戦争勃発により、国連が機能しないことが証明されたのであります。朝鮮戦争勃発後、GHQは日本に對し、昭和二十五年八月、政令で警察予備隊を創設、その

○会長(柳本卓治君) 中西哲君。

私は、憲法九条改正について意見表明をさせていただきます。

昭和二十一年六月の衆議院本会議において、共

産党的野坂参議員の、侵略戦争は正しくないが

自國を守るために戦争は正しい、憲法草案の戦争

一般放棄という形ではなく侵略戦争の放棄とすべ

きであるとの質問に対し、吉田茂首相は、戦争

放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否

定していないが、第九条第二項において一切の軍

備と國の交戦権を認めない結果、自衛権の発動と

しての戦争も、また交戦権も放棄したものである

と答弁いたしました。その当時の吉田茂首相は、

日本の安全は将来の国連に守つてもらうという考

え方があつたと思われます。

九

後、保安隊を経て、昭和二十九年七月、自衛隊設立となるわけです。

政府は、昭和二十九年十二月の衆議院予算委員会において大村防衛庁長官が、自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは何ら憲法に違反するものではないと答弁し、この考え方が現在の政府まで引き継がれております。

また、最高裁は、昭和三十四年十二月の砂川事件判決において、憲法第九条第二項に関し、次のように判示しております。

我が国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、我が憲法の平和主義は決して無防備・無抵抗を定めたものではないのである。我が国が自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、國家固有の権能として当然のことと言わなければならない。

自衛隊は、盾と矛に例えられるように、長い間、米軍との間で役割分担を行ってきました。しかし、日本を取り巻く状況は大きく変わってきております。

一九九一年十二月にソ連が崩壊し、軍事大国は米国のみの時代が続きました。一九九六年、米国は、世界に展開していた米軍基地を縮小するトランプ・オーバー・ショット戦略を打ち出しました。米国は、軍事の一強が続く中で、財政難から軍事費の削減をせざるを得なくなり、二〇一二年、米国議会は軍事費約五十兆円の一割削減を決め、実施いたしました。

この軍事費削減は翌年から元に戻ったのですが、二〇一三年九月、オバマ大統領は、シリア情勢の緊張に当たり、米国は世界の警察官ではないと発言しましたが、その背景にはこの軍事費削減があつたのではないでしょうか。このオバマ発言の半年後にロシアはウクライナに軍事侵攻し、クリミア半島を侵略し、また、中国はこの時期から南シナ海で七つの岩礁を埋め立て、現在では三つの岩礁で滑走路を造り軍事基地化しております。

二〇一五年四月二十七日、日米防衛協力の指針、いわゆる新日米ガイドラインが合意されました。このガイドラインには、日本に対する武力攻撃が発生した場合として次のように書かれております。

日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主導的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するために直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防護作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。

ここには、日本が攻撃を受けたとき自衛隊が主体的に行動すると書かれており、そのための防衛力が必要とされます。

北朝鮮は、ここ数年、核実験、ミサイル発射実験を繰り返し実施し、その能力は急速に進化しております。また、中国は、東シナ海、南シナ海において急速に軍事力を強化しております。これら

の海域は日本の貿易にとって大きな影響を持つており、同海域を航行する日本の船舶による輸送量は日本の総貿易量の五四%というデータもあります。

自衛隊は、警察予備隊として誕生して以来、行政機関の一部門と位置付けられており、他国との軍隊のように行政機関外の組織と位置付けられておりません。そのため、自衛隊の行動基準、軍法明記等、我が國を守るために十分な法整備が必要です。

私は、先ほどから数人の委員から出ておりました、平和安全法制は憲法違反であるとの議論について、考え方を申し述べたいと思います。

民進党や立憲民主党は、自衛隊は合憲であり、日本同盟を深化することに反対をしないというお立場のようです。しかし一方で、平和安全法制が容認した集団的自衛権の限定行使は憲法違反であるとして、平和安全法制に反対しておられます。平和安全法制全てに反対する場合もあれば、違憲の場合は取り除くよう主張されたこともあります。

この上で防衛力整備を進める必要があると考えております。

以上。

○会長(柳本卓治君) 宮沢由佳さん。

○宮沢由佳君 民進党・新緑風会の宮沢由佳です。

安倍総理は衆議院予算委員会で、命を賭して任せている者の正当性を明確化することと、我が国の安全の根幹に関わる、改憲の十分な

理由になると述べ、また、同じ質疑の中で、自衛隊が合憲であることは明確な一貫した政府の立場だ、国民投票でたとえ否定されても変わらないと述べています。余りにも御都合主義的な認識です。

総理が言うように、自衛隊を憲法に明記することが我が国の安全の根幹に関わることであるならば、国民投票によって否決されれば、我が国の安

全の根幹に関わることが否決されることになります。それにもかかわらず、総理は、自衛隊合憲の立場は国民投票の結果に影響されないとしています。国民投票の結果を無視するということです。

国民投票をやつてもやらなくても結果が変わらないとするならば、約八百五十億円と見込まれる国民投票をやる意味がありません。

自民党的委員にお聞きしたいと思います。自衛隊明記の国民投票が否決された場合、自民党は自衛隊員に対しても、自衛隊明記の国民投票は否決されたが命を賭して任務を遂行してくれと言うのでしょうか。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 北村経夫君。

○北村経夫君 ありがとうございます。

私は、先ほどから数人の委員から出ておりました、平和安全法制は憲法違反であるとの議論について、考え方を申し述べたいと思います。

民進党や立憲民主党は、自衛隊は合憲であり、日本同盟を深化することに反対をしないというお立場のようです。しかし一方で、平和安全法制が容認した集団的自衛権の限定行使は憲法違反であるとして、平和安全法制に反対しておられます。平和安全法制全てに反対する場合もあれば、違憲の場合は取り除くよう主張されたこともあります。

私は、憲法論に入る前に、日本が集団的自衛権の限定行使を禁じてしまつたら何が起こるだろうかを考えてみたいと思います。

同盟国であるアメリカの政府と軍人と国民は、日本が平和安全法制の制定で、日本と米国、自衛隊と米軍が守り合う関係になつたことを高く評価

しております。これが、北朝鮮核危機が生じてゐる今、どれほど日米関係を強固にし、日米同盟を強化して同盟の抑止力を高めたか、計り知れないものがあります。

それを今、日本が平和安全法制は違憲でしたと方針転換をしたらどうなるか。日本はアメリカ、米軍を守りません、でも日本のこととは命懸けで守つてくださいと言つたら、それは米国に通用するであります。なぜなら、それは瞬間に政治的実体を失うに違ひありません。アメリカ国民の日本国民に対する連帯感も消えうせるでしょう。それで北朝鮮や中国の脅威に日本は対応できるのであります。また、中国は、東西冷戦時代の米ソ関係の下、当時の日本が置かれていた安全保障関係の下で辛うじて成立したにすぎない過去の、今の時代には適合しない現実世界と向き合つて読み解いていく必要があります。東西冷戦時代の米ソ関係の下、当時の日本が置かれていた安全保障関係の下で辛うじて成立したにすぎない過去の、今の時代には適合しない現実世界と向き合つて読み解いていく必要があります。

ゆえに、国の最高法規である憲法や、国と国民の生存に関わる安全保障関連の法制については、訓練学的な憲法解釈、法解釈は百害あって一利なしません。これが国際社会の冷徹な現実であろうと思います。

相手を冷たく振り払えば、とても元の関係には戻りません。これが国際社会の冷徹な現実であろうと思いません。

日本国民に対する連帯感も消えうせるでしょう。ゆえに、國の最高法規である憲法や、國と國民の生存に関わる安全保障関連の法制については、訓練学的な憲法解釈、法解釈は百害あって一利なしません。これが国際社会の冷徹な現実であろうと思いません。

国民党の命、國の独立と繁榮に責任を持つことが責任政党の取るべき態度だと考えます。その上で申し上げたいことは、平和安全法制について集団的自衛権の限定行使を容認したのは、自衛隊について示された唯一の最高裁判決であります砂川事件判決の考え方の下、許容できる範囲で解釈を一部改めたにすぎないということです。

昭和四十七年の政府見解が示した自衛のための必要最小限度の武力行使しか認めないという憲法解釈の基本的な論理を維持しており、立憲主義に反するという指摘は当たらないと見えます。

そして、日本共産党は次のように主張をされております。自衛隊は憲法違反の存在である認識に変わりはないとする一方で、一定期間存在することは避けられないとして当面は容認するとしてお

られます。さらに、その一定期間に必要に迫られた場合には、自衛隊を国民の安全のために活用することは当然だと言つておられます。このことはどう解釈すればよいのでしょうか。一定期間とはいへ、憲法のまま放置してもやむを得ないという解釈になるのではないでしょうか。これこそ立憲主義、法治主義に反することになるのではないかと指摘して、私の考えといいたします。

○会長(柳本卓治君) 浜口誠君。  
○浜口誠君 民進党・新緑風会の浜口誠です。よろしくお願ひします。

私はからは二点申し上げたいと思います。まず一点目が、最低投票率制度について申し上げたいと思います。

最低投票率制度については、憲法改正手続法が制定された後も憲法学者からもこの必要性については主張されておりまし、また世論調査においては、この最低投票率制度の導入に対しても、この必要性があると、こうした世論調査も示されています。こうした非常に重要なテーマでありますので、また附帯決議にも、この内容については当審査会において議論していくという附帯決議も付されておりますので、是非、柳本会長におかれましては、この最低投票率制度導入に関する審議を当審査会においてやつていただくことをお願い申し上げたいというふうに思います。

二点目が、国民投票運動におけるテレビ有料CMあるいはラジオ広告、この件について申し上げたいと思います。

民間の法曹関係者あるいはジャーナリストの皆さんが構成しておられる国民投票のルール改善を考える会からは、いわゆる資金力の差に応じて、流せる量ですかあるいは時間帯、これに不公平が生じる可能性があると、今の憲法改正手続法の下ではこういった不公平感があるということで、法改正を求める要望書が昨年の夏に柳本会長

の方に提出をされているというふうに認識しております。このテーマも、しっかりとやはり国民の皆さんにも分かるように当審査会において議論していく必要がある重要なテーマであるというふうに思つております。

したがいまして、この規制を求めている民間の団体の皆さんですとかあるいは放送の当事者である民放連の皆さん等々、関係する皆さんには是非当審査会の方にお越しいただいて参考人質疑をこの審査会において行つていただきこと、この点についても是非とも柳本会長にお取り計らいをお願い申上げたいというふうに思つております。

この二点について、是非、本当に重要なテーマであるというふうに思つておりますので、しっかりとこの審議をこの審査会においてやつていただきたいとした審議をこの審査会においてやつていただきたくこと、この点についても是非とも柳本会長にお取り計らいをお願い申上げたいというふうに思つております。

○会長(柳本卓治君) ただいまの両件につきましては理解もしております。また後刻幹事会において協議をいたします。

○堂故茂君

自民党の堂故茂です。

天然資源のない島国の中日本が、明治維新や敗戦など幾多の試練を乗り越え、経済的にも豊かな国になれたのは、教育の力であると思います。

現在、日本は、七十年前の憲法制定時には考え方のなかつた社会情勢にあると思います。少子高齢化、人口減社会、あるいは家族や地域社会も大きく変化してきてます。また、第四次産業革命と言われる激流の中にもあるわけあります。そのような中、教育の果たす役割はますます大きくなっています。まさに我が国が乗り越えなければならぬ壁に今ぶち当たつているとすれば、教育再生による力強い教育施策の実行こそ、遠回りのようでも最も近道だと考えます。

そのような認識の下、政府・与党においては、

人づくり革命の旗の下、幼稚教育や高等教育の人材培養化及び私立高等学校の授業料の実質無償化が検

討されているところであります。幼児教育の充実については、幼児に対して教育投資することが、教育効果とともに、経済的にも投資効果の高い政策であることが数々の実証研究によつて明らかになつてきており、幼児教育の無償化とともに、質の高い幼児教育を受けられるようすべきと考えます。また、我が国の知の基盤である大学についても、意欲のある学生が経済的な不安を持つことなく学べる環境を整備することが重要と考えます。

私個人としては、高等教育についてはオーストラリアの制度を参考とし、大学に入るときには無償にするが、卒業後は自分の所得に見合った形で返還するいわゆる出世払いの方式を検討、実施していくことが重要ではないかと考えていますが、いずれにしても、高等教育の充実は、我が国の置かれている現状や将来を考えると、必要不可欠であると思います。

これから日本を展望するとき、教育の大切さを憲法に表現することが、まさに国民と価値観を共有することが大事であると考えます。誰もが家庭の経済事情に左右されることなく希望する質の高い教育を受けられるよう、教育を受ける権利を定める二十六条第一項に教育の機会均等の権利を奪わないことを明記するとともに、新たに第三項を設け、教育が国民自らの幸福と国の未来を切り開く上で極めて重要な役割を担うことに鑑み、国が教育環境の整備を推進すべき旨を定めることが必要であると考えます。

○会長(柳本卓治君)

牧山ひろえさん。

○牧山ひろえ君 私は、安保法制の違憲について述べさせていただきたいと思います。

本憲法審査会は、国会法百二条の六において、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行つための委員会とされております。そして、平成二十六年の国民投票法改正の際には、自民党・公明党も賛成して、憲法審査会は、日本国憲法を始めとする近代憲法の基本となる考え方である立憲主義に基づいて徹底的に審議を尽くすこと、また、日本国憲法の定める国民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義の基本原理に基づいて徹底的に審議を尽くすこと明記した附帯決議が成立しているというところです。

まさに、我が國憲法審査会が憲法議論を行う前提としまして、各会派が、日本国憲法が立脚する立憲主義、そして憲法の基本原理たる平和主義について共通の認識を共有しておくことが主権者国民に対し必須であります。また、これこそが憲法九十九条に定める憲法尊重擁護義務の前提であるものと存じます。

しかし、自民党のこの間の主張を見ておられますと、立憲主義について、憲法によつて権力を制限して国民の人権を守るという意味を避けて、権力

の分立によつて人権を保障するといふ独自の見解を述べられております。また、自民党も公明党もある憲法の平和主義の変更は憲法改正の限界を超える旨の見解を表明していますが、では、両党の考え方の平和主義とは一体何なのか、具体的に明らかにされたことはございません。

和主義についての見解は、憲法前文にあります全く世界の国民が平和的生存権を有することを確認するなどの三つの理念であり、憲法九条はその理念が具体化した規定であるというものです。

自民黨の理解する立憲主義とは何か、自民公明党的理解する憲法の平和主義とは何かについて、憲法の条文を指し示しながら具体的に御説明をお願いしたいと思います。

○松川るい君　発言の機会をどうもありがとうございました。  
私は、憲法九条及び、時間があれば緊急事態について考え方を述べさせていただきたいと思います。

まず、憲法の個別に入る前に、憲法の性質についても少し触れたいと思つております。

憲法というのは国家と国民の契約であるとも思ふんですけれども、もう一つ、國の形についてその理想を述べる、そういう部分もやはりあると思ふ

います。例えば、ドイツの基本法、憲法におきましては、前文にヨーロッパの一員として生きていこうことを決意したとあります。また、中華人民共和国の憲法を見れば、マルクス・レーニン主義を

果てて起る、そしてヨシタ東思想の基として亘て發展させていく、こういうことがいろいろ書かれてゐる。

翻つて、我が國の憲法を見てみますと、これは、私、一番最初の憲法審査会でも申し上げたんですけれども、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、わたくらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあります。これは私は、非常に他力本願な規定で、その際にも、諸国じゃなくて

諸国民だからいいんだという御指摘もあつたので、ですが、これは全くイレバントでありまして、私の言つてゐるポイントは、北朝鮮じゃなくて北朝鮮の国民だからいいということではなくて、他力本願、自分の国を自分で守るのではなくて、他者に自己の生存を預けるその態度が良くないのではないかということを申し上げた次第であります。そしてまた、もう一つ、これまでの御議論の中で一点申し上げておきたいと思いますのが、憲法を改正することが憲法を軽視しているというのは全く当たらない、憲法九十六条には憲法改正手続が用意されております。この改正手続にのつて憲法論議を進めて、必要なものを改正していくことは憲法の予定しているところでありまして、これが憲法軽視の態度になるということは、私は理解しかねます。

そして、憲法九条に關してござりますけれども、まず、現行の九条は、既に現実と大きく乖離しているだけではなくて、日本を取り巻く安全保障環境がどんどん厳しさを増していく状況にあることにかんがえれば、自衛隊が違憲であるような疑惑がある状況というのは最低限解消していくべきだと思いますし、我が国の防衛に万全を期す安全保障体制を可能とするような憲法としていく努力が我々政治家には求められると思います。

衛隊と日米同盟です。まず、日本が戦争国家になるのではないかという疑義が先ほどから呈されおりますが、私はむしろ、日本がどこかの国に出てかけていつて戦争をするなどということよりも、

より日本が武力行使を他国でするなどといふことよりも、他国から日本が武力行使をされる可能性を心配すべき状況に来ていると思います。

今や、朝鮮半島では北朝鮮が核・ミサイル開発を続け、米国さえ脅かされかねない能力を備えつつあります。

また、中国は軍備増強を続け、特に太平洋への進出を重視して海軍を増強しており、我が国固有の領土である尖閣諸島についても日常に公船を

接近させ、先般は、日中関係が改善がこれから始まるかというときに、接続水域において原子力潜水艦を潜航させたまま接続水域を通過しました。サラミ戦術は明らかではないかと思います。また、北極海も解けてまいりますので、太平洋の出口、沖縄諸島周辺だけではなくて、これからは日本海についても大きなプレッシャーが掛かつてくるということも予想しなければなりません。昨年十月の共産党大会においては、二〇三五年までに軍の近代化を完成させ、二〇四九年までには世界の覇権を握るという趣旨のことを言っておられた。既に中国の第四世代、第五世代戦闘機は八百機でありまして、我が方は三百機、制空権についての争いは既に先方に圧倒的な有利な状況にあります。

このような状況を考えると、自衛隊の能力の

強化及び日米同盟の強化ができる体制にしておくことが大事だと思います。

このような観点から九条そして憲法を見てみると、松沢先生が御指摘された指摘に全く同意なんですが、本当に心もとなくなります。自衛隊は既に現時点において国際法上は軍隊でありますして、これは、日本国内で自衛隊であつて軍隊じゃないと言ながらこのような状況を続けていい中で、自衛隊が正当行為の中で人を殺傷することがあつたときこ一段とと同じようく刑法で成

かれる世界がある、こんなこといいのかといふことなどがいります。

私は、本来二項は削除すべきだと思っておりま  
すが、しかし、具体的な憲法論議を進め、案をま

とめていくことなどをこの憲法審査会でもやしていくという観点から、二項を維持した上で三項に自衛権を明記する、また、自衛権とともに自衛

世界中、百九十三か国ござりますけれども、軍隊を持つてない国はサンマリノとかバチカンとか、そういう国以外にはございません。そしてまた、集団的自衛権についても、永世中立国となつて、明記するどいこともあり得ようかと思います。

き申し上げたような島嶼国ですね、こういった國以外には全てあるわけでござります。あるからといつて、これらの國々、世界中の國が戦争國家かというと、そういうわけではないわけでありまして、我々は、もう少し現実的な議論をして、本当に国民、國家を守っていくためにどのような体制を憲法上設けておくかということに関して現実的な議論をしていくべきだということを強く申し上げて、終わりたいと思います。

最後に、日米地位協定や日米安保条約の話もございました。私は、これは憲法審査会でやるべきものではなくて、是非參外防でやっていただければいいと思うんです。そして、ただ、日米地位協定について申し上げれば、日米委員会というのが設けられていて、運用において不斷の改善がなされており、スイスやオーストリア、それからさつ

答えただけませんでしたが、二点目については

そのものであります。

何も変わらないというお答えがありました。であれば、改正の合理的理由はない、立法事実のない憲法九条の改正については反対と言わざるを得ませんというふうに述べました。

これは、本当に国民投票をやるという説得力に欠けるんじゃないでしょうか。本当に分からないので教えてほしいんですけども、何も変わらないのに自衛隊を書き込む憲法改正を行う意義について何なんでしょうか。そういったところを疑問に思っています。

また、是非考えていただきたいのは、なぜこれほどまでに憲法論議が深まらないかについてです。今、浜口委員からも指摘がありましたけれども、そもそも憲法改正の前提となる国民投票法に基づく実際の手続の話など、安倍総理御自身が改憲、改憲と言ひながら、質問されたことに対するべきとお答えにならない、これが深まらない最大の理由かと思います。であるからこそ、この場でもこの議論を尽くさなきやいけないというふうに思います。

次に、総理の九条二項堅持による制約に関する発言について意見を述べます。

安倍総理は、九条の一項、二項を残した中で自衛隊の存在だけを明記するので、一項、二項からくる制約を受けるという趣旨を再三再四述べておられます。そうした中、二月十四日の衆議院予算委員会において内閣法制局長官は、一般論として、具体的な条文、規定を見ないと、改正後に從来の解釈が維持されるのか、それとも解釈が変わることかということは一概に言えないという趣旨の答弁をされました。長官の答弁を受けて総理は、具体的な条文を示してくださいといふことであれないと逃げてしまわれました。

一項、二項があるから今の自衛隊の解釈と変わらないと、国民を欺くような予断を与えることは許されない行為です。そして、この憲法審査会で議論しろという安倍総理の逃げの答弁は、無責任

議員を含む政治を担う者全ての者たちに遵守義務を課すものでありますし、権力に対して、権力行使に対する一定の抑制を働くための国民の皆様から課された大きな枠組みであるという、そういうふうに受け止めらるべきだと思います。

総理としては、憲法審査会で、国会で丁寧に議論していただきたいと言うべきくだりであつて、スケジュールを口にしてみたり条文を出せというものではないと、そういうふうに思います。

以上です。

○西田昌司君 西田昌司君。

ありがとうございます。

私は、前回もちょっとと述べましたけれども、要するに憲法ができた経緯、これは占領中に作られたと。そして、そのときには、占領目的は日本を軍事的に解体するというGHQの方針がありま

たから、当然、先ほどの中西先生の発言にもあり

ますように、当時の吉田総理も、これは自衛権す

ら認めないと、いう形の答弁であったわけです。と

ころが、朝鮮戦争が勃発して、まさに東西冷戦、

そんな中でも一度再軍備の指令をされたと。こ

れも占領中であります。占領中に憲法が作られ、

九条が作られ、そして九条があるにもかかわらず、再軍備がつくられたと。この事実は、やっぱりしっかりと事実として押さええていくべきだと思つて

ています。

そして、その上で、この後独立をするわけですねけれども、独立するなら、本来は、当然のことな

いと逃げてしまわれました。

一項、二項があるから今の自衛隊の解釈と変わらないと、国民を欺くような予断を与えることは許されない行為です。そして、この憲法審査会で議論しろという安倍総理の逃げの答弁は、無責任

だから、そういう意味でいうと、本当に独立国というなら、自分たちで自分の国を守る仕組みをつくって、そして、地位協定云々以前に米軍がなくなればいいと、こういう話になるわけですが、

これは、まさに民主党の鳩山内閣のときにそういうことをおっしゃって、沖縄からできれば国外、最低限県外という発言になつたと。その後どうなった

かというと、御存じのとおりのことです。結局、日本の安全保障上そういうことはできないと、いうことです。

しかし、同時に、その結果何が起つたかといふと、要するに、そのことによって中国の海賊進出ますます大きくなつて、尖閣の危機が出てきたのは何かと。まさに、あの民主党政権の鳩山総理の不用意な発言、自分で自分の国を守るといふこと、根本的なことを考えずに地位協定の話に固執した結果こういうことになつたというふうに思つた。そして私は整理をさせていただきたいと思うんです。

さて、その上で、今そういうことを含めて考え

てくると、じゃ、自民党の立憲主義とか平和主義、何なんだと、こういう質問もさつきあつたんですけども、まさに立憲主義という観点からいふと、そもそも自分たちの主権がない時代に、今まで私たよつて、相矛盾する九条の問題と自衛隊の問題というのを押し付けられているわけですね。

だから、まさに主権国家として、我々はその整理

を我々の意思の中にしていくというのが立憲主義

そのものなんです。そして、それを国民投票にか

けて国民に問うて、というのは当然の手続だと私は

思つてます。

それから、平和主義は自民党どう思つていいのかといふと、当然のことながら、我々自身もいわゆる侵略戦争、それを認めるものではありません

ん。自分たちが領土拡大とか様々な外交的な意図

を持つて武力の威嚇をするとかいうことを憲法九

条で否定していますが、当然、我々もそれに対し

ては否定するという立場であります。

○会長(柳本卓治君) 小西洋之君。

本音の議論をさせていただきたいと思います。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 小西洋之君。

二度目の発言をありがとうございます。

やはり、憲法審査会で議論する以上、その基本

となる事項についての共通認識が必要であろうか

と思ひます。先ほど北村先生は、安保法制を廃止すれば日本同盟が損なわれるということをおつしやいました。

なぜならば、日本安保三条という条文がございまますけれども、私は損なわれないとおもいます。

六〇年の安保改定で入れられた条文でござい

ますけれども、一言で要するならば、これ、外務省のホームページの解説を読み上げますけれども、我が國の場合には、相互援助といつても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内に限られることを明確にするために、憲法上の規定に従うことを条件としている、というふうに解説されています。

すなわち、日米安保条約第三条という条文は、アメリカが各国の軍事同盟条約で全て入れている条文なんですが、安保条約三条だけ特別の作りがしてあります。それは共同という言葉を排除し、集団的能力という言葉を排除する、すなわち、集団的自衛権は、日米間では日本はアメリカのためにする必要、法的義務がないということを明文で免責するために入れてある条文でございまして。これは、制定時の安保国会の議事録でも明確に示され、アメリカの上院承認の議事録でも示されているところでございます。

すなわち、安保法制というのは、この日米安保条約に反する、実は法律であり、法的にもこれは無効である。かつて、日本は憲法でできない集団的自衛権をアメリカのために行使できないだけではなくて、主権国家の国際取決めにおいてそれが免責されているわけでございません。こうした基本的な事実が全く憲法審査会でここまで議論されたことはございません。

まさに日本国憲法に密接に関連する基本法制であり、日本国憲法の問題そのものでございますので、先ほどの日米地位協定と併せて、この安保条約三条の問題、また六条で戦闘作戦行動に日本の基地を使用する前に事前の同意を求めるという政府統一見解があるんですけれども、これについて、安倍政権は、今、北朝鮮危機をあおつております。憲法に軍隊を明記していない国は日本以外にない

ますが、全くそれについての交渉すらしておりません。こうした事実関係も含めて憲法審査会で議論をすることをお願いをしたいと思います。

最後に一言。事実に基づいてやはり議論はしなければならないと思います。先ほどの西田議員の、あと中西委員の吉田茂総理の過去の発言

衛権の発動の戦争と交戦権を九条は放棄しているというふうな発言をおつしやいましたけれども、僅かその発言の四日後に個別的自衛権を排除したのではありません。その後何度も何度も、そうした意味で言ったのではないというふうに言つております。幹事会でそうした資料を出させていただきました。

それを出させていただいておりますので、やはり委員会でそれを皆で共有できるように、是非、

会長のお取り計らいをお願いするとともに、最

後、先般の民進党の見解表明で、臨時国会の召集権の違反、解散権の濫用、あるいは集団的自衛権の解釈変更が、昭和四十七年政府見解の中の基

本的な論理を捏造した、法論理ですらない不正な手口であるという、こうした違憲問題について憲法審査会でしっかりと調査をする、このことにつ

いても会長にお詫びをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○会長(柳本卓治君) 白眞勲君。法論は避けて通れないと思います。お答えいただきたいと思いますが、時間がないでしょうか、次で結構でございます。

○白眞勲君 与党の筆頭に御理解いただきまして、五分で一人ということで白眞勲もしやべらせていたらしくて御理解いただきたいと思うんですけど、それが今西田委員がおつしやった、鳩山

文でござります。

○会長(柳本卓治君) 滝波宏文君。文でござります。

○滝波宏文君 自由民主党 福井県選出の滝波宏文でござります。

私は、今般、福井を始めとした北陸を中心

に発生した平成三十年豪雪、いわゆる三〇豪雪に

関係する話をさせていただきたいと思います。

昭和の五六豪雪以来三十七年ぶりの豪雪で、地

元福井では大動脈の国道八号線で千五百台の車が

三日三晩にわたって立ち往生し、物流は途絶え、燃料不足で除雪車すら動かせないかも知れないと

おつしやっている。これよくおつしやっているんですけれども、じゃ、ちょっと私お聞きしたい世界のどの国にこれだけの外国の駐留の軍隊を許している国があるんでしょうか、教えていただけます。それと同時に、松川委員のように、各国のスタンダードと比べて憲法に軍隊の明記がないことを強く疑問視してそれだけの規模の軍隊を持つとなると、論理的には日米安保、日米地位協定の破棄にもつながりかねないのではないかと私は危惧しております。私も我が民進党も、日米安保は我が国の安全保障の根幹であつて揺るぎないものであると考えております。

そこで、松川委員にもう一回聞きますけれども、松川委員の憲法に軍隊を明記すべきというスタンスからは、当然の論理の帰結として、日米安保、日米地位協定の改定ということになりますが、いかがでしょうか。この一点についてお答えください。

松川委員の九条に関する議論を見ていると、九条の議論において、日米安保、日米地位協定の議論は避けて通れないと思います。お答えいただきたいと思いますが、時間がないでどうやら結構でございます。

○会長(柳本卓治君) 滝波宏文君。

私は、今般、福井を始めとした北陸を中心

に発生した平成三十年豪雪、いわゆる三〇豪雪に

関係する話をさせていただきたいと思います。

昭和の五六豪雪以来三十七年ぶりの豪雪で、地

元福井では大動脈の国道八号線で千五百台の車が

三日三晩にわたって立ち往生し、物流は途絶え、燃料不足で除雪車すら動かせないかも知れないと

おつしやっている。これよくおつしやっているんですけれども、じゃ、ちょっと私お聞きしたい世界のどの国にこれだけの外国の駐留の軍隊を許している方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。

今回の災害の対応におきましては、私自身も道

路局長やエネルギー庁長官等と何度もやり取りをし、自民党本部で開いていただいた三〇豪雪対策会議等に欠かさず出席して地元の声を伝えたところでありますけれども、この間、災害対策については県が中心にならざるを得ないということをさまざま

なっています。私も我が民進党も、日米安保は我が国の安全保障の根幹であつて揺るぎないものであると考へております。

そこで、松川委員にもう一回聞きますけれども、松川委員の憲法に軍隊を明記すべきというスタンスからは、当然の論理の帰結として、日米安保、日米地位協定の改定といふことになりますが、いかがでしょうか。この一点についてお答えください。

松川委員が被災を共有する同じ県の県民、有権者であります。仮に災害が地元の隣の合区対象県で起きた、何を優先すればいいか皆迷つて、そのとき

が、鳥取、島根、高知、徳島、広がつてあります。しかしながら、一方、参議院の区割りは合区が中心にならざるを得ないということがあります。仮に災害が地元の隣の合区対象県で起きた、

しかしながら、一方、参議院の区割りは合区が、これをまずやらなければいけないという緊急時の連携に何を優先すればいいか皆迷つて、そのとき

に、これをまずやらなければいけないという緊急時の連携に何を優先すればいいか皆迷つて、そのとき

ちゃんとしながら各県から選出されることが多いかに大事なのか、すなわち、単純に人口だけではなくて、國土ということをちゃんと考えていくことが国會議員の選出においては大事であることが明らかになつた事例であると思います。憲法より長い歴史がある文化、経済、歴史的な一体性を持つ地域、國土の固まりである都道府県から參議院の選挙区ごとにおいて必ず一人は選出されることをしっかりと憲法に書くことが不可欠であると考えます。

また、続けて緊急事態の話を申し上げます。三・一のときは、地方議会については選挙の延期をしましたが、現在、國会議員について選挙の任期が明記されているため、選挙を延期することはできません。災害が発生したときに、どんなことがあっても選挙を実施しなければならない。例えば今回の豪雪のように、一、二週間雪に埋もれて動けない状態でも選挙に来いとなれば、物理的に投票所に近いところの、特に都会の町の住民だけが投票し、一部の人間だけで物が決まってしまうということになりかねない。これは非常に民主主義の基盤として不合理であり、危険だと思います。そういう意味で、緊急事態においても選挙を通じた正当性ある民主主義を機能させるために、國会議員の選挙を延期することが可能になるよう憲法改正をせねばならないと思います。

最後に、自衛隊明記についてでございます。先ほどの千五百台の三日三晩の立ち往生に当たって、自衛隊の皆様が助けてくれたのは本当にあり難かったです。雪との格闘は本当に骨が折れました。以上でございます。

○会長(柳本卓治君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘です。私は、參議院の合区解消の問題と地方公共団体の問題につきまして意見を述べさせていただきました

いたと思います。

ただ、この合区解消の問題につきましては、冒頭、岡田直樹代表幹事より、詳細に、また明確にお話がございましたので、重複のところは避けた

こと

と考

えて

い

と考

えて

を強行成立させた。そして、戦争法の発動と憲法改正論議を進めようとしている。また、PKO（国連平和維持活動）への自衛隊派遣をめぐって、安保法制に基づく任務が追加され、その遂行のために武器使用の権限強化が実行されようとしている。安倍首相が改憲案のベースとしている自民党憲法改正草案は、立憲主義を否定し、国民主権を国家主義に変え、憲法第九条を改定して国防軍を創設して集団的自衛権行使して戦争する国にし、基本的人権を制限するものである。戦争法の成立後も、戦争する國づくりへの反対、立憲主義を回復し、個人の尊厳を守る政治の実現を求めて、多くの人々が声を上げ、行動している。日本の若者が海外の戦争に巻き込まれ、殺し、殺されることにつながる安保法制の発動を容認するわけにはいかない。今、中小業者・国民の多くが望んでいるのは、安心して暮らしき、営業することができる社会である。日本国憲法の国民主権、平和主義、個人の尊嚴という基本理念が守りいかされる社会の実現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ大きく貢献できる唯一の道である。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、日本国憲法の全条項を守り、国民の暮らしにいかすこと。

二月十六日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

願(第一七八号)

第一七八号 平成三十年二月二日受理

日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 長野県飯田市 福田良子 外五百

紹介議員 大門寛紀史君

七十名 この請願の趣旨は、第六八号と同じである。